平成２２年（フ）第５８３号
静岡市駿河区聖一色417番地の１　パラッツオ壱丁田101号、旧住所静岡市清水区草薙一里山１番33号　コスモス102
債務者　平松　秀則
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９３号
静岡市清水区草薙347番地の６
債務者　中塚　博貴
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９１号
東京都八王子市上壱分方町177番地２
債務者　吉野　智恵（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８１号
東京都東久留米市中央町５丁目２番37号
債務者　木下　　忍
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９５号
東京都多摩市諏訪２丁目３番地７―601
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９７号
東京都小平市大沼町１丁目128番地の１都営大沼町１丁目アパート８―201号
債務者　金子　　功
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１５号
東京都東久留米市滝山１丁目３番６号
債務者　石原美津子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９７号
静岡市葵区北274番地の７、旧住所静岡市葵区北274番地の１
債務者　賤機　里美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０５号
静岡市葵区田町４丁目50番地の７
債務者　鈴木麻友美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１８号
静岡市葵区南瀬名町23番18号
債務者　白鳥　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２０号
静岡県焼津市本町５丁目７番６号
債務者　影山千加子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４６号
青森県むつ市大字田名部字槌川目60番地８ハイツ槌川目８号
債務者　若狭　茂美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
青森県北津軽郡板柳町大字高増字前田20番地２
債務者　村上　勝夫
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
青森県五所川原市字敷島町21番地
債務者　倉光　秀彰
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
青森県つがる市森田町上相野明石66番地２
債務者　柏車両こと介護タクシーこと　瓜田　健一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係